

批評紹介

支那身分法史

仁井田陞著

昭和十七年一月 東方文化學院發行
本文九九七頁 索引一七頁 定價十五圓

「唐令拾遺」を著して學士院賞を賜はり、「唐宋法律文書の研究」によりて學位を獲、次々に輝しき業績を擧げて來た著者は三度「支那身分法史」の力作を學界に送られた。四六倍判、本文九百九十七頁、屹然たる大冊である。

著者によれば、身分とは保族生活に於ける各人の社會的地位の謂であり、身分法は財產法と相對するものであるが、兩者相關聯して分離すべからざる場合もあれば、斯る際には最も廣義を探り、例へば家產制の如きは本書に於いても說いて餘す所がない。本書を分つこと八、第一章は總論にて全體の規模が此の中に窺はれ、第二章は血族團體の最大なるものとしての宗族、第二章は之に次ぐ親族、第三章は基礎單位たる家族、第五章は家族の根幹たる夫婦を成立せしむる婚姻、第六章は家族を縱に貫く親子、第七章に親子の臨時代替とも見るべき後見、第八章には社會上不平等なる地位にありて個人家族に隸屬する部

曲・奴婢を夫々對象として取扱つてゐる。

著者の學風は既に此迄にも見られたる如く飽迄堅實無比で證なきものは採らず、新奇なる説に雷同せず、所謂原始共產制を以て證據不十分なりとして退け、薛允升の、唐の部曲を明に至り改めて雇工となすの説に賛せざりし如きは誠に我意を得たるものである。その資料採蒐の範圍至つて廣く小説戯曲及び其の挿繪の類に及び、之を秩序整然と分類して、夫々の位置に就かしめ、必ず出典を明かにし、本文にて足らざれば附註を添へ、原典の検索に便にすると云はんよりは寧ろ検索を不必要とする程度に至れるは、いつもの事乍ら又本書の一大長所として擧げてよいであらう。

通讀後の印象を云へば、宗族より親子に至る血族的身分法に關しては、滴水洩らさざる周到ぶりにて、殆ど間然する所がない。只五代の義兒が支那從來の貴族的家族制度を破壊せしめたるとの說あるに對し、著者の意見が聞きたかつた位のものである。若し夫れ今後更に一層の考究の餘地ありとせばそは、著者自らの云へる如く、最後の章たる部曲奴婢の部門であらう。雇工に就いては寧ろ雇傭法として別に纏めるを便として深入りされないが、佃戶の如き、勿論賤民ではないがさりとて雇傭にあらず、矢張り一種の社會的身分ではないかと思ふが、或は之は余の素人考に過ぎぬかも知れない。

猶餘計な事乍ら、常に唐律疏義と併せて宋刑統を引かれるので、讀者或は唐代に唐律が行はれたる如く、宋代に宋刑統が行はれたるならんと早合點せすやと些か心配である。宋刑統については、「建炎以來朝野雜記」甲四、淳熙事類に、國初但有刑統。謂之律。と云ひ、「朱子語類」卷一二八に、刑統大字是歷代相傳。注字是世宗時修。周世宗命竇儀注解。過名曰刑統。即律也。今世却不用律。只用勅令。と云ひ或は又、今世斷獄。只是勅。勅中無。方用律。と云へる如く刑統は全く唐律の殘骸に過ぎぬものである。されば賤民的部曲の名は見えても恐らく宋代殆ど存在せず、僅かに宋史龐多遜傳に見ゆる位がその名残にて、奴婢も其の實質は餘程變つたものになつてゐたと思はれる。老婆心の餘り此に數語を附加した次第である。〔宮崎市定〕